社会福祉法人 やすらぎ会 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間:平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで の5年間
- 2 内容:
 - 目標1 平成31年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢〈時期〉の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)。

<対策>

- 平成 27年 4月~ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 平成31年 3月~ 制度の導入、職員会等により従業員への周知
- 目標2 平成32年3月までに、従業員全員の所定労働時間を、1人当たり年36時間未満とする。

<対策>

- 平成27年 4月~ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 28 年 4月~ 責任者を対象とした意識改革のための研修(会議)を年 2 回実施
- 平成30年3月~ 職員会等による従業員への周知
- 平成30年 4月~ 各部署における問題点の検討及び研修(会議)の実施